

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十号

令和三年

六月八日

火曜日

## 目次

### 規則

○山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十号

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

### 第三条

削除

第十八号様式を次のように改める。

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

|         |               |         |             |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 年 月 日   | 主たる事務所の所在地    | 〒       | 電話（ ） —     |
|         | (フリガナ)        |         | F A X ( ) — |
|         | 名称            |         |             |
| 山梨県知事 殿 | (フリガナ)        |         |             |
|         | 代表者の氏名        |         | 印           |
|         | 認定（特例認定）の有効期間 | 事業年度    |             |
|         | 自 年 月 日       | 自 年 月 日 |             |
|         | 至 年 月 日       | 至 年 月 日 |             |

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。

|  |         |   |
|--|---------|---|
| (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程  | チェック欄   | ③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 |
|  | 提出しない場合 |   |
| 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）  |         | ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況<br>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く。）<br>ロ 給与を得た職員の総数及び総額   |
| 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）  |         |   |
| (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）         |         | ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  |
| ① 収益の源泉別の明細、借入金<br>の明細その他の資金に関する事項   |         | ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日  |
| ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項<br>イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引<br>ロ 役員等との取引 |         | (3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類   |

## 附則

### (施行期日)

1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の第十八号様式の規定は、改正法による改正後の特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき提出書について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき提出書については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番